

複合施設の維持管理に関する協定書

天王寺区役所（以下「甲」という。）、福祉局（以下「乙」という。）は、天王寺区民センター・天王寺区老人福祉センター（以下「複合施設」という。）の管理運営について、次のとおり協定を締結する。

（管理区分）

第1条 複合施設の管理区分は、別図のとおりとする。ただし、複合施設の管理上問題が生じた場合は、その都度甲、乙（以下「甲等」という。）が協議するものとする。

（複合施設の維持管理）

第2条 専用部分については、前条の管理区分に応じ、各々が維持管理をするものとする。ただし、共用部分の管理及び共同して実施することが合理的かつ経済的であると考えられる管理業務（以下「共同管理業務」という。）については、甲等が共同で実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲等は、施設の維持管理業務（共同管理業務を含む。以下同じ。）を地方自治法第244条の2第3項に基づき施設の管理を行わせる者として市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

3 前項の場合、甲等は、指定管理者に対し、本協定の規定に基づいて業務を行わせるものとする。

（共同管理業務の範囲等）

第3条 前条第1項ただし書きの共同管理業務の区分、範囲、内容及び当該経費の按分比率は、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、甲等が協議して別途定めることができる。

（共同管理業務の契約等）

第4条 共同管理業務を行うために委託契約を行う場合、当該業務の契約担当者について別表2に定めがある場合はその者が契約担当者となり、定めがない場合は管理者等（甲等及び指定管理者をいう。以下同じ）がその都度協議のうえ分担して当該業務の契約担当者となるものとする。

2 契約担当者は事前に他の管理者等に対して仕様書・図面等を提示して、契約内容について承諾を得るものとする。

（調査及び検査）

第5条 管理者等は、必要に応じて共同管理業務の履行状況について、実地に調査し又は検査をすることができる。

2 管理者等は、調査又は検査の結果、明らかに品質が不適切であると認められる場合、契約担当者に対して業務の改善を求めることができる。

(維持管理経費の支払い等)

第 6 条 共同管理業務の区分ごとの詳細は、別表 2 のとおりとする。

(秘密の保持)

第 7 条 契約担当者は、事務を行う上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(紛争の解決)

第 8 条 共同管理業務にかかわり、第三者からの異議申し立て、又は損害賠償の請求などがあった場合は、契約担当者の責めに帰すべき理由により生じたものは契約担当者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、管理者等の責めに帰すべき理由により生じたものについては、管理者等がこれを負担することとし、その額等については、管理者等が協議の上、解決するものとする。

(協議)

第 9 条 この協定書に定めのない事項または疑義の生じた事項若しくは変更を必要とする事項については、その都度、甲等が協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
ただし、期間満了の 1 か月前までに甲等のいずれからも通知がないときは、協定期間を 1 年間延長し、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲等が記名押印のうえ、各自 1 通を保管する。

平成 26 年 4 月 1 日

甲 天王寺区長

乙 福祉局長